信濃町飼料価格高騰対策支援金給付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う飼料価格の高騰により経済的に影響を受けている畜産事業者に対して経営支援をすることを目的として、信濃町飼料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、信濃町補助金交付規則（昭和48年信濃町規則第８号） に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（給付対象者）

第２条　支援金の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、町内に住所を有する個人の畜産事業者又は町内に主たる事務所を置く畜産事業を営む法人で、次の各号のいずれにも該当する者であることとする。

(１)　生後６月以上の乳用牛及び肉用牛（以下「飼育牛」という。）を飼育している

者であること

(２)　令和５年以降も経営を継続する意思を有していること

(３)　町税等の滞納がないこと（分納誓約書により納付を履行している者を除く。）

(４)　信濃町暴力団排除条例（平成23年信濃町条例第23号）に規定する暴力団員又

は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

　（支援金の額）

第３条　支援金の額は、予算の範囲内とし、令和４年10月１日時点の飼育牛（預託牛を除く。）１頭当たり１万円を給付するものとする。

　（給付申請等）

第４条　支援金の給付を申請しようとする者は、令和５年２月28日までに、信濃町飼料価格高騰対策支援金給付申請書兼請求書（様式第１号。次項において「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(１)　生後６月以上の飼育牛の頭数を確認できるもの

(２)　振込先口座が確認できるもの

(３)　その他町長が必要と認めるもの

２　前項の規定により提出された申請書は、額の確定のための実績報告を兼ねるものとする。

　（支援金の決定等）

第５条　町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、速やかに支援金の給付又は不給付を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定による審査により支援金を給付することを決定したときは、申請者指定の口座に支援金を振り込むこととし、支援金の決定等の通知は省略することとする。

３　町長は、第１項の規定による審査により不給付と決定したときは、信濃町飼料価格高騰対策支援金不給付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の返還請求）

第６条　支援金の給付後、給付対象者に不正があったと認められたときは、支援金の全額を返還するものとし、 給付対象者は町長の請求に応じ、 支援金を返還しなければならない。

　（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

　（要綱の効力）

２　この要綱は、令和５年３月31日限り、その効力を失う。

様式第１号（第４条関係）

信濃町飼料価格高騰対策支援金給付申請書兼請求書

　　年　　月　　日

信濃町長　　　　　　様

　信濃町飼料価格高騰対策支援金給付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり支援金の給付を申請及び請求します。

記

１．申請者情報

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 氏名・名称  ※法人の場合は、法人名及び代表者氏名を記入すること。 |  |
| 住所・所在地 | 〒  信濃町大字 |
| 連絡先 |  |

２．振込先口座

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | | 支店名 | | | 口座種別 |
|  | 銀行・農協  金庫・信用組合 |  | | 本店(所)  支店・支所 | 普通　・　当座 |
| 口座番号 | | 口座名義人 | | | |
|  | | フリガナ |  | | |
| 氏　　名 |  | | |

　※ゆうちょ銀行の場合は、「店名・預金種目・口座番号(７桁)」(通帳見開き頁に記載)を記入すること

３．生後６月以上の乳用牛及び肉用牛（預託牛を除く）の頭数

　　　　　　　　　　　　　　　　頭

４．支援金申請及び請求金額　※上記３の頭数に１万円を乗じた金額を記入すること

　　　　　　　　　　　　　　　　円

※裏面も確認し記入すること

５．確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| １）添付書類 | □　添付書類はそろっています。 |
| ２）提出書類の記載に軽微な不備があった場合 | □　町による修正を認めます。  □　自分で修正する。 |
| ３）町税等の滞納 | □　町税等の滞納はありません。 |

６．誓約事項

|  |  |
| --- | --- |
| 誓  約  事  項 | １）令和５年以降も継続して町内で経営を行う意志があります。  ２）町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、速やかにこれに応じます。  ３）支援金の給付を受けた後に給付要件を満たさないことが判明した場合や偽りその他不正な方法により給付を受けた場合は、支援金を返還します。  ４）給付金の交付要件の該当性等を審査するため、町が私（当事業所）について必要な税務情報等の公簿等の確認をすることや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。  ５）信濃町暴力団排除条例（平成23年信濃町条例第23号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。  申請者氏名  (法人名･代表者) |

７．添付書類

(１)　生後６月以上の乳用牛及び肉用牛の頭数を確認できる書類

(２)　振込先口座が確認できる書類

(３)　その他町長が必要と認める書類

-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-・-

町使用欄

申請書類の内容を確認し、 次のとおり認める。

|  |  |
| --- | --- |
| 給付の可否 | 不決定の理由 |
| □可　・　□否 | １．給付要件を満たしていない  ２．事業実態が確認できない  ３．添付書類不備  ４．その他 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課　長 | 係　長 | 起案者 |
|  |  |  |

様式第２号（第５条関係）

信濃町飼料価格高騰対策支援金不給付決定通知書

番　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　様

信濃町長

　　年　　月　　日付けで申請のあった信濃町飼料価格高騰対策支援金については、下記事由により給付できませんので通知します。

記

【事由】

※この決定に不服があるときは、信濃町長に対してこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。